

令和 6 年 9 月
大竹市議会定例会（第 4 回）議事日程

令和 6 年 9 月 6 日 10 時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 1 0 号	専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）	報 告
第 4	認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 2 号））	即 決 （一 括） 総務文教付託 生活環境付託
第 5	議案第 5 4 号	令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 3 号）	
第 6	議案第 5 5 号	令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
第 7	認 第 4 号	令和 5 年度大竹市水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託
第 8	議案第 5 2 号	令和 5 年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 9	議案第 5 3 号	令和 5 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 1 0	議案第 5 6 号	令和 6 年度大竹市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	生活環境付託
第 1 1	議案第 4 4 号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決 （一 括）
第 1 2	議案第 4 5 号	教育委員会委員の任命の同意について	
第 1 3	議案第 4 6 号	大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託
第 1 4	議案第 4 7 号	大竹市保育所設置条例の一部改正について	
第 1 5	議案第 4 8 号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
第 1 6	議案第 4 9 号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第 1 7	議案第 5 0 号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	生活環境付託
第 1 8	議案第 5 1 号	大竹市駐車場の指定管理者の指定について	生活環境付託
第 1 9	令和 6 年請願第 2 号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2025 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 ○日程第 2 一般質問
 ○日程第 3 報告第 10 号 (報告・質疑)
 ○日程第 4 認 第 3 号から日程第 6 議案第 55 号 (説明・付託)
 ○日程第 7 認 第 4 号から日程第 10 議案第 56 号 (説明・付託)
 ○日程第 11 議案第 44 号から日程第 12 議案第 45 号 (説明・表決)
 ○日程第 13 議案第 46 号から日程第 17 議案第 50 号 (説明・付託)
 ○日程第 18 議案第 51 号 (説明・付託)
 ○日程第 19 令和 6 年請願第 2 号 (付託)

○出席議員 (15 人)

1 番	北 地 範 久	2 番	中 野 友 博
3 番	豊 川 和 也	4 番	山 代 英 資
5 番	岡 和 明	6 番	小 出 哲 義
7 番	末 広 天 佑	8 番	藤 川 和 弘
9 番	中 川 智 之	10 番	小田上 尚 典
11 番	西 村 一 啓	12 番	山 崎 年 一
13 番	日 域 究	14 番	細 川 雅 子
15 番	寺 岡 公 章		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副 市	長	太 田 勲 男
教 育	長	小 西 啓 二
総 務 部	長	三 原 尚 美
市 民 生 活 部	長	佐 伯 和 規
健康福祉部長兼福祉事務所長		中 村 一 誠
建 設 部	長	山 本 茂 広
上 下 水 道 局	長	古 賀 正 則
消 防 長 兼 予 防 課 長		小 田 明 博
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿 本 剛
危 機 管 理 課 長		田 中 宏 幸
企 画 財 政 課 長		三 井 佳 和
参 事 兼 土 木 課 長		中 司 和 彦
生 涯 学 習 課 長		川 村 恭 彦
消 防 本 部 消 防 総 務 課 長		敷 田 博 之
監 査 委 員		薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 智 徳
-------------	---------

(6 . 9 . 6)

議 事 係 長 丸 小 真

10時00分 開議

○議長（北地範久） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、西村一啓議員、12番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（北地範久） 日程第2、9月5日の議事を継続し、一般質問を行います。

質問の通告を受けておりますので、発言を許します。

3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番（豊川和也） おはようございます。3番、市民の味方の豊川和也でございます。

私、SNSをやっておるんですが、最近、T i k T o kというアプリを使って重点的にやっております。ぜひ、市民の皆様にも、私のT i k T o kを見ていただけたらなと思っております。

また、今日はおがたピアのほうで中継を見ていただいている市民の方々もおられるということで、一生懸命頑張らせていただきたいなと思っております。

まず、一般質問に入る前に、ちょっと議員の皆さんに苦言を呈したいなと思います。大竹市には15名も議員がいて、一般質問する人数が、前回8人、今回9人、いつも一般質問される議員というのは、平均してこのぐらいの人数なんではないでしょうか。この稼働率の異常な低さ、やる気のなさ。私が議員になる前から、情けなく思っております。忙しいから一般質問できない。これは、皆さん、逃げ口上といいます。このままでは、早く議員定数を削減しろと言われてもおかしくないと思います。

そんな議員の皆さんに、一市民としてこの言葉をお送りいたします。案ずるより産むがやすし。あと、座っている議員へ。仕事をしろ。

では、一般質問のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、2点ありますうちの1点目、大竹市公式LINEを使っの防災・災害情報の伝達、市民からの通報システムについてでございます。

この6月に始まった本市公式LINEにて、イベントなどの情報や防災無線の内容、コイちゃんNEWSなど、市民に有益な情報が提供されております。非常にありがたく思っております。

日本国内におきましても、月間利用者数9,700万人と、数多くの利用者を誇るLINEを使った本市のPRなどは、市内外の方々にわかりやすく大変有効だと、私自身も感じております。

そこで、LINEを使った防災機能等の強化に向けての御提案がございます。

まず、参考資料を見てください。市民の皆様は、事前にフェイスブックページ等で参考資料のほうを掲示させてもらっておりますので、そちらのほうを見てください。

こちらは、現在、山口県田布施町が行っている、公式LINEの機能でございます。田布施町は、この3月に公式LINEを開設しております。

まず、図1を見てください。こちらは、損傷報告です。町道の損傷やごみの不法投棄、倒木などを町民が町に通報することができます。位置情報なども使用できるので、場所なども容易に特定することが可能となっております。

次に、図2、図3を見てください。防災機能になります。

災害の危険が迫っている場合などに、リッチメニューが災害時モードに切り替わります。災害時の情報収集や位置情報を使い、現在、近くの避難所を検索するなどの機能です。平常時にもリッチメニューに防災情報があり、ハザードマップを確認したり、町内の避難所が検索可能となっております。

資料にはございませんが、現在、山口県田布施町の公式LINEは、気象庁からの情報、例えば、警報・注意報・地震の震度などが防災ツール会社よりメールで自治体公式LINEに自動配信され、各登録者へメッセージとして送られております。こちらのほうがシステムに組み込まれているので、災害時に24時間自動受信いたします。

そこで、本市にお尋ねいたします。現在本市が契約している防災ツール会社、メール配信等があるのでしたら、将来的にメールとLINEを連動させるのかどうか。

2つ目、災害情報は、現在、広島県もヤフー株式会社との連携をしてアプリ登録者へ配信されておりますが、その情報を使用し、災害情報・避難所検索のシステムを本市公式LINEに組み込むなどして、登録者への通知を自動で行うことについて、今後、お考えはございますか。

3つ目、県道や市道の損壊状況や不法投棄など、市民から発信できる通報システムについて、今後、採用のお考えはありますか。よろしく願いいたします。

2点目でございます。本市のAED、自動体外式除細動器の設置状況などについてです。

AEDは、2004年7月1日より、医師や救急救命士だけではなく、現場に居合わせた一般市民の方も使用できるようになりました。近年のAEDは、その重要性もさることながら、より身近にあるものにしていかないといけません。本市内におきましても、各施設や民間事業者などに設置されているのがうかがえますが、ここで、兵庫県播磨町のAEDに対する取り組みを御紹介したいと思います。

自治会のAED設置に対して、補助金が交付されます。こちらは、自治会が所有されている公民館等に自治会の皆様がAEDを設置しようとする場合、その事業費の一部に対して補助を行うものです。

令和4年度が1件、令和5年度が2件、令和6年度現在は1件の申請があったそうで、自治会に補助されております。また、播磨町内のコンビニエンスストア全店にも設置されております。

本市内におきましても、自治会がございました。数多くの団体もございました。ここで私が

考える一例を挙げると、車でパトロール活動をされている団体の車両の中にA E Dを設置しておく、いざというときに使用できるのではないのでしょうか。ただ設置すればよいというものではございません。A E Dを、いざというときにためらいなく使用できるようにする環境を行政が整え、その動きで行政が命を救えることが大切だと、私自身考えております。

そこで、本市にお尋ねいたします。

1 番、現在の設置状況を教えてください。

2 番、A E Dの定期点検や入れ替えはしていますか。

3 番、自治会や各種団体へのA E D購入助成金のお考え等はございますか。よろしくお願いいたします。

以上で、壇上での一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様は、災害に関する正確な情報をどのようにして早く届けられるのか。現在、技術がどんどん進歩して、さまざまな方法がございます。かかる費用とその効果を見定めながら、検討していく必要があろうかと思えます。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

1 点目の公式L I N Eを使った防災・災害情報の伝達、市民からの通報システムについてでございます。

まず、防災メールの配信についてですが、本市では、株式会社ハイエレコンとの間で締結した業務委託契約に基づき構築された市防災情報等配信システムにより、防災メールの発信を行っています。また、配信には、株式会社アルカディアの製品であるスピーキャン・ライデンのサービスを利用しており、ライセンスを毎年更新する必要があります。

御承知のとおり、令和6年6月から運用を開始した公式L I N Eでも防災メールと同じ内容を発信していますが、発信に当たっては、市防災情報等配信システムによる防災メールの発信と公式L I N Eによる情報発信は、別々のシステムに入力し、対応しています。現行の防災メールと公式L I N Eを連動させるためには、市防災情報等配信システムの改修が必要となりますので、当面は現行の運用を考えています。

しかしながら、今年度の取り組みとして、市防災行政無線システムの更新のための基本計画策定と基本設計業務を行っており、防災行政無線放送とあわせて、将来的にはメールやL I N Eによる情報発信が一元的にできるような、新システムの構築を検討しているところでございます。

次に、ヤフー株式会社との連携によるアプリ登録者への防災情報などの配信についてです。

避難情報や避難場所の開設状況などは、各市町が県防災情報システムに入力することによりLアラートに反映され、その情報がテレビのデータ放送や各種アプリで活用されています。ヤフー防災アプリもその1つです。

現時点では、公式L I N Eに避難所検索などの機能を組み込む予定はありませんが、県

防災ウェブの開設避難所などについてのリンク情報をLINEでの情報発信時に付与するなどの方策で対応を考えています。

最後に、公式LINEの機能により、市民から発信できる情報システムについてです。

道路の損壊状況や不法投棄などを利用者が通報できる機能など、公式LINEの機能拡充については、現状の無料で提供される地方公共団体プランでは対応できないことから、市情報化推進計画に位置づけている二次導入に向けて、現在、調査研究しているところです。

続いて、2点目の市が設置するAEDについてでございます。

初めに、設置状況についてですが、本市のAED（自動体外式除細動器）は、本庁舎を含む公共施設42カ所に設置しており、市内公共施設等のAED設置状況一覧を市のホームページに公開しています。

次に、AEDの定期点検や入れ替えについてですが、AEDは、各施設の所掌課において保守管理しており、更新のタイミングなどに合わせて、必要な予算を所掌課で措置しています。また、使用に必要な電極パッドやバッテリーの交換期限を失念することがないよう、AEDの設置状況の把握とあわせて周知を行う体制を取っています。

最後に、自治会や他団体などへのAEDの購入助成金についてです。

AEDの購入費用は10万円から30万円が相場とされ、購入後は、電極パッドやバッテリーの交換が生じます。また、AEDの耐用年数は6年から8年、法定耐用年数は4年とされており、比較的短い周期での更新が必要となります。いざというときにAEDが正しく作動するためには、日頃から適切な管理が求められ、設置を維持するためには更新費用も必要です。

市の取り組みとして実施するのであれば、自治会や各団体などでAEDの設置、管理が一時的でなく継続してできるかが重要であり、慎重に検討したいと考えています。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） 答弁ありがとうございます。

まず、台風10号の質問にちょっと移らせていただきたいんですが、令和6年8月29日の台風10号に関して、公式LINEを混ぜてちょっと言わせていただくんですが、田布施町は、気象庁からの警報等がLINEで迅速に入っていました。この田布施町は、8月29日のお昼の13時頃に、もう自主避難所というのが開設されておりました。これは、田布施町の公式LINEの情報になります。

大竹市に関しては、当日17時頃、夕方に2カ所自主避難場所が開設されておりましたが、私見なんですけれども、暗くなる頃では、避難されたい方の判断等も鈍ってしまうのではないかなと思っております。そのあたりの対応というのは、少し遅いのではないかなと思いました。そのあたりの意図があれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 台風10号についてお答えします。

今回の台風10号は、皆様御承知のとおり、速度が非常に遅く進行方向も定まらない中、

本市への最接近時期というのが非常にはっきりしない状況でございました。

8月28日午後開催いたしました災害対策本部員会議で、それまでに収集した情報から、8月29日夕方から30日にかけて最も警戒すべき時期になるだろうという判断をいたしまして、29日の夕方に開設する避難場所については、29日、直近の気象台の説明の情報を聞いてから決定することとしておりました。

8月29日11時に気象台から説明を受けまして、雨風のピークは30日の昼前以降とするその資料を基に、29日の午後、災害対策本部員会議で協議いたしまして、皆様既に御承知のと通りの対応について決定したものでございます。

この避難情報の発令でありますとか避難場所の開設につきましては、台風進路や最接近時期の見込み、それから、発表される注意報・警報の状況、また、土壌雨量指数、それから、累加雨量、あるいは河川の水位といった情報を総合的に勘案して、市町の状況に応じて判断すべきものであり、今回の対応が特に遅かったとは考えておりません。

参考までに、注意報・警報の発表時期というのを田布施町と大竹市で比較してみますと、まず、田布施町は8月28日午後5時2分、強風と波浪の注意報が発表されております。言わずもがなですが、下関地方気象台での発表になります。その風に関して言えば、大竹市は8月29日の3時46分、未明に発表になっております。その後、田布施町は強風が暴風警報に移行しております。8月29日の12時41分です。波浪に関しましても、8月29日の午前6時22分に、警報に移行している。風に関しては、大竹市は警報への移行はしておりません。

次に、雨について見てみますと、田布施町の大雨注意報の発表が8月29日の12時41分、お昼過ぎでございます。大竹市は15時49分ですね。田布施町・大竹市とも警報には発展していないという状況でございました。両方とも、8月31日には解除になっております。

田布施町は、これに加えて、8月29日の14時33分に洪水注意報も発表しておられます。そういったようなことも勘案されて、早期に避難所を開設されたのではないかと推察されますが、状況としては、以上のような状況でございました。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。そうですね。場所によって警報と注意報が出るところも違うと思います。かといって、田布施町と大竹市ってそんなに離れていないと思うので、すみません、今後、他市町の様子も伺いながらの判断も、ぜひしていただけたらと思います。

ちなみに、7月1日に豪雨があったときに、大竹市のほうでも災害対策本部を朝、設けられたと思うんですけども、あの日、私はちょっと中山間部の方々の心配を勝手にして、1軒1軒戸別訪問をさせていただいたんですけども、そのときにも、災害対策本部のほうにすぐお電話はさせていただいたんですが、避難場所が開設されてるんだけど、どういうふうにして行けばいいのかもよく分からない。交通手段もないので、ちょっと困っているんだと言われる方も数件ありました。

その中で、地元の消防団の方が1軒1軒同じように回られていて、避難場所があるから

行くなら乗せていきますよというふうにお声がけされておりました。これは御報告でございます。

すみません、公式LINEに戻るんですけども、私の考える公式LINEでの防災・災害情報や通報システムのメリット・デメリットを、ここで述べさせていただきたいなと思います。

まず、メリットですね。災害情報なんですけど、情報が早く入ってくるということ。警報や注意報、警戒レベル、地震の震度などの情報が迅速に入ってくれば、それなりに行動を取りやすい、ほかの方へのお声がけなどもしやすいということでございます。

通報システムに関しては、職員が画像等で確認できるので、それなりに判断もしやすく、対応もしやすいのではないかなと思います。

あと、街灯などがついてないという通報がありましたら、こちらのほうも、防犯の面からもすぐに対応していただけたら安心なのはあるかなと思います。あと、利便性は確実に向上すると思いますので、常日頃からの登録者数も増やすことが可能だと思います。

この共通するデメリットでございますが、ちょっと考えたんですけども、スマホを持っていない人が使えないぐらいしか思いつきませんでした。そのデメリットを重視し過ぎて、現状で様子を見ていたらいけないなと私は考えます。ありとあらゆる情報伝達手段というのは、使っていないといけないといけません。

この危機管理課が公式LINEを動かしている企画財政課広報広聴係にもっと提案して、防災情報について積極的に動いていかなければならないなと私自身は感じておりますし、ふだんからの広報おたけでの周知や市内の自主防災組織などと連携してスマートフォンなどで情報を受け取れる利便性などを定期的に伝えていかなければならないと考えます。

次に、雷システムについて質問させていただこうと思っております。雷により発生する電波を受信し、その位置・発生時刻等の情報を作成するシステムです。

この情報を航空会社などに直ちに提供することにより、空港における地上作業の安全確保や航空機の安全運航に有効に利用されています。企業や学校などでも、これを導入されているところがあるそうです。

今年東京で起こった雷は、2017年から2023年平均の8.5倍、3万回超えだったそうです。実際に、学校のクラブ活動などで落雷事故に遭った生徒もいらっしゃいます。日本はゲリラ豪雨や落雷が増えていますので、落雷による事故等も予想されます。ということで質問させていただきます。

それを踏まえて、今後本市において雷システムを導入し、こちらを公式LINE等で発信するというお考え等はございますか。お願いします。

○議長（北地範久） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 雷監視システムについての導入の考え方ですが、確かにおっしゃるように、雷監視システムで発雷状況を確認することはいろいろなメリット、特に野外活動において有効な場面もあるかとは思っています。

しかしながら、システム導入よりも平時から気象情報にまずは注意していただくことで、雷注意報等が発表されているときの留意事項、こういったものを市民の皆様にも周知啓発を

行うことのほうを優先すべきと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。危機管理課のほうで、そういうふうには平時から注意報等を皆さんのほうに周知していかなければならないということなので、そちらのほうも危機管理課のほうで話し合っていて、皆さんに周知していただいて、将来的には雷監視システム等も導入されたいのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

では、次のAEDの質問に移ります。

基本的にAEDというのは、危機的な状況があったり命の危機に瀕しているというようなときに素早く対応できるというところがありますので、なるべく昼夜問わず、24時間体制で使用できるというような場所も考えていただきたいです。

例えば、庁舎の中とか公共施設の中だと、9時から5時、8時半から5時で終わってしまうというようなことが多いと思います。民間事業者においても、その営業時間内というところが多いとは思いますが、24時間使えるような場所というのは、いざというときの備えという意味では、大変これは重要になってくると思います。

ここで、AEDの利用が24時間可能となるよう、屋外に移設を進めている自治体を、ちょっと御紹介したいと思います。

三重県津市では、小学校や中学校・公民館・総合支所・保健センターなど、市の公共施設にAEDが設置されております。以前は施設内に設置されておったそうですが、施設に鍵がかかっている夜間や休日に、AEDを使用することができませんでした。

ところが、地域懇談会で地域住民から、小学校などにはAEDが設置されているけど、夜間や休日には鍵がかかっているの、万一の際に利用することができない。24時間利用が可能なAEDを設置してほしいとの声があり、動き始めたそうです。

万一の事態の備えとして、まずは小学校・中学校及び義務教育学校のAEDを屋外に移設することを決定し、平成30年6月には、一部地域の小・中学校6校のAEDを屋外に移設し、令和元年9月に残り63校のAEDを屋外に移設することにより、市内全ての小学校・中学校及び義務教育学校のAEDが、屋外に移設されました。

小学校・中学校及び義務教育学校だけではなく、現在、市公共施設内に設置しているAEDをリース会社の更新などに合わせ屋内から屋外に順次移設し、令和5年度までにAEDが24時間使用できる施設環境を整えていく方針を決定したそうです。結果、令和4年度末時点で、227台の屋外設置が完了しているということです。

先ほど御紹介した兵庫県播磨町も町内の24時間営業のコンビニに設置されています。しかし、ただ設置するというだけでは私も不十分だと思ってまして、AEDが日頃どこに設置してあるのかを市民の一人一人が意識を持ち、把握することが大切です。本市ウェブサイトや先ほど御答弁でもありましたけれども、日本救急医療財団のAEDマップを周知し、民間の事業者にも掲載の御協力をしていただくことが重要です。

AEDの使い方に関しても、簡単に使えるように工夫されているとはいいますが、いざ

使うとなると混乱する可能性もございます。日頃から定期的な講習などを受講して備えておくのも必要だと私自身考えております。

ここで質問させていただきます。本市におきまして、24時間AEDが使用可能な設置場所等はございますか。

また、今後前向きに検討されるお考えはありますか。

次に、AEDの設置場所が分かる日本救急医療財団のAEDマップの周知の強化と事業者への掲載の御協力等はしていただけますか。

次に、市民や防災リーダーなどを対象とした定期的なAED講習など、今の状況をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 消防本部消防総務課長。

○消防本部消防総務課長（敷田博之） ただいまの御質問に対して御答弁申し上げます。

今、議員のほうから御紹介いただきました全国AEDマップでございます。こちらにつきましては、一般財団法人日本救急医療財団のホームページに掲載されておるところでございますが、市のホームページで、一覧表の中に市内公共施設等のAED設置状況についても掲載しておるんですが、そのところで、全国AEDマップにリンクできるように御案内している状況でございます。

また、消防本部におきましては、例えば、救命講習や、そういう消防フェアなど、当本部が実施する各種事業や各種SNSなどによる情報発信などを通して、AEDの普及啓発と設置箇所の拡大に向けた呼びかけを継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

すみません、1点、ちょっと通告してなかったんですけど、お聞きしたいんですが、大竹市役所にはAEDは設置されておりますか。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 大竹市役所本庁舎に設置をしております。1台でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

すみません、今確認したんですが、日本救急医療財団の全国AEDマップに、大竹市役所が登録されてないんですよ。なので、こちらのほうの御登録は、すぐにでもよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

最後になりましたけれども、AEDに命を救われた大先輩のお話をしたいなと思います。

その方は、私の中学・高校の大先輩に当たる方で、何十年か前に、東京マラソンというマラソン大会があるんですが、それを走っておられる途中で倒れました。当時、先輩は、心臓と呼吸の停止を指す心肺停止状態だったそうですが、その後、呼吸が回復しました。これは、倒れてから時間を置かずに、東京マラソンのスタッフがAEDを持参し、応急救

置が早かったからだと、当時の報道でもございました。

心停止先行の場合は3分、呼吸停止先行の場合は10分を経過すると、死亡率が50%を超えるとも言われております。その後、先輩は回復され、私も何カ月か後にちょっとお電話をもらったときは、本当に奇跡だなと思いました。とてもうれしかったなという思い出がありました。今も御健在です。身近でAEDに救われた方を目の前にしたことで、私はこの一般質問をさせていただきました。

次に、1985年に群馬県の御巢鷹山の尾根で起きた日航機123便墜落事故の御遺族の方の御講演を私が明石市のほうでお聞きした際に、特に印象に残った言葉を市民の皆さんにも御紹介したいなと思っております。

安全は、皆でつくっていくもの。決して願ったり祈ったりするものではない。命はとても大事です。

私はこの言葉を聞いて、本当に胸が、もう言い表せないぐらいの思いで、これからも行政の皆さんと一緒に、市民の皆さんと一緒に、安全をつくっていかねばならないなと感じました。

ということでございまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 先ほど、大竹市役所が全国AEDマップに載ってないというふうな御指摘があったと思いますが、確認しましたところ、載っているようでございます。

再度確認をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（北地範久） その辺は確認していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

豊川議員。

○3番（豊川和也） すみません。私も今、確認しているんですけども、私には載っていないです。すみません。押し問答になっちゃいそうなんですけど、ちょっと再度確認したいなと思います。ありがとうございます。

○議長（北地範久） よろしいですか。

続いて、14番、細川雅子議員。

〔14番 細川雅子議員 登壇〕

○14番（細川雅子） おはようございます。14番、政啓クラブの細川雅子でございます。

今日は、玖波地域交流施設の整備事業についての質問をさせていただきます。

最初に、整備事業の背景と現状についてを少し説明させていただきます。

玖波公民館は昭和49年に建設され、長い間、地域の社会教育施設として愛されてきましたが、耐震強度に問題があり、建て替えることが令和4年12月に発表されました。公共施設再編の観点から近くにあるコミュニティ施設であるコミュニティサロン玖波と統合し、社会教育施設から地域の交流施設に模様替えをします。令和6年3月に基本構想・基本計画が策定され新しい施設の供用開始は令和9年4月の予定で事業を進めているところです。

先日、市は、事業スケジュールの関係で令和8年度に10カ月間の休館を余儀なくされる

との発表をいたしました。玖波公民館は、社会教育事業において、地域づくり、また、人材育成に力を入れ、大人はもちろんですが、小学生や中学生も公民館活動に主体的に関わっています。公民館はいつでも集える場所であり、地域コミュニティの拠点としての役割も果たしております。

地域の方々からは、10カ月間の休館期間中の活動拠点について、心配する声が聞こえてきます。市としては、このような声に対してどのような対応を考えているのか。具体的な対応策や代替施設の提供について、今日は聞いてみたいと思います。

私としては、新設される地域交流施設での社会教育活動が、今まで以上に地域に根付き、社会教育を超えたまちづくり活動につながることを期待しています。地域の皆様が核となる自主的な活動を公民館の休館中に止めることなく、地域交流施設につないでいくことが肝要かと考えます。

ここで、玖波公民館の特徴について考えてみます。

玖波公民館における社会教育活動の特徴は、地域密着型であること。あわせて玖波地域以外の方々の参加も多いことだと感じています。

地域密着型というのは、まず、公民館の自主事業に自主的に地域の方々が参画し、企画・準備段階から主体的に関わっていること。次に、玖波スクラムに象徴されるように、学校との連携で、小学生・中学生の学びの場や生徒・児童と地域の方々との交流の場にもなっていること。そして、公民館の事業に参画した方々の中から、自主的な活動グループが芽生えていることなどから言えると思います。

玖波地域以外の方々の事業への参加の多さは、自主事業の魅力と同時に、公民館の情報発信力の高さの表れだと思います。活発な自主事業とあわせて生涯学習グループの方々の活動もとても元気です。

これらが言える根拠の1つとして、玖波地区の利用者数の推移を他の市内公共施設と比較してみます。市議会で毎年作成している市政のあらましを参照してみました。

15年前、2008年の年間利用者数。玖波公民館は、約1万9,000人です。対して小方公民館、中央公民館の利用者数は、3万人を超えています。この数字だけを見ると、はっきり言って玖波公民館は、他の公民館に見劣りしています。しかし、その後、2011年には、学びのカフェの事業を始めて利用人数が徐々に増加し、コロナ前である令和元年には約2万8,000人の利用者となり、1万人近く増やすことができました。コロナの規制がなくなった2023年には、他の公民館になかなか人が戻ってこない中、玖波公民館だけが、ほとんどコロナ前と同様の2万7,000人の利用者数となっています。ちなみに、中央公民館はこの年、約2万人の利用者数です。

この数字を15年前の利用者数と比較すると、玖波の人口だけでこの数字を支えているのではなく、玖波以外の地域や市外からの来館者も多いと考えられます。社会教育事業の魅力を高め、玖波地区を中心としたコミュニティ活動を充実させること、地区外への情報発信力を高めることが、今後玖波地区の持続可能性につながることを期待されます。玖波公民館の社会教育の実践に学び、地域交流施設になってからも、今まで築き上げてきたものが引き継がれ、さらによくなってほしいと願っております。

そこで、基本的なことを2点、お尋ねいたします。

まず、市は玖波公民館が社会教育施設を通してつくってきたものが何だったとお考えであるか、そして、それをどのように評価しておられるか。そのうえで何を引き継ぎ、どのように発展させようとしていますか。発展させるために、開館までの残された時間で、市として、また、市民との協働作業でどのように準備していこうとお考えなのか、お聞かせください。

2点目です。先日の議員全員協議会で報告いただいた10カ月の休館と管理運営についてお尋ねいたします。

玖波公民館の今後の方向性については、令和4年12月15日の議員全員協議会において、初めて御報告をいただきました。それ以来、複数回にわたる議会での説明や市民を代表とした説明会、ワークショップなど、丁寧に進めてきていただいていると思っております。現在でも、随時、いただいた御意見の回答とか検討結果をホームページにて紹介しております。大変ありがたいことです。

ですが、令和6年7月23日の議員全員協議会で、令和8年6月から10カ月にわたる休館が初めて発表されました。これについては、一部の議員や市民からも驚きをもって受け止められ、さまざまな意見が出されているところです。

さらに、新しい交流施設の管理運営についても、現在のところは生涯学習課で管理運営をしていくと考えているということでした。こちらについての発表も唐突に感じられました。

令和4年12月の議員全員協議会では、確かに、当面の間は生涯学習課で管理運営をする方向で考えているといったニュアンスの発表がございました。しかし、令和6年3月に策定された基本構想を読みました。そこには、今後の運営については、民間委託も含め、どのような形が今後の交流施設の運営にふさわしいか、2年間かけて探っていくといったことが書いてあります。それゆえに、今回の議員全員協議会での報告が唐突に感じられたのです。

10カ月の閉館についてと管理運営について、どのような経緯、経過で出された結論なのか説明をお願いいたします。

以上、1点目は、玖波公民館の社会教育活動の評価と公民館活動で培ってきたものを次の交流施設につなぐために、開館までにどんな準備をしていくのか。

2点目は、10カ月の休館と管理運営を生生涯学習課で行うことについて、納得できる説明をお願いしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、細川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの玖波公民館の取り組みの評価と、その継承や発展をどのように行うか。そのために、地域交流施設供用開始までの時間をどのように使うかについてでございます。

玖波公民館は、昭和49年の完成から現在に至るまで、自治会活動や地区社会福祉活動、公衆衛生活動などの拠点となってきたほか、公民館講座から発展した多くのグループが活動してまいりました。

近年では、玖波まちづくり振興会と連携し、共催で公民館まつりを開催しているほか、学校・地域・公民館が連携する玖波スクラムを通して、さまざまなイベントを協力して開催するなど、地域住民を主体とする地域づくりの場となりました。また、公民館主催事業の改革として、参加交流型学習を取り入れた学びのカフェを毎月開催し、地域住民同士のつながりを構築し、さらに地域課題を住民とともに学び、考え、その解決に向けた事業、地域ジン学びのカフェに発展をさせました。これらの取り組みが地域住民の皆様のまちづくりの意欲を高め、地域ジンまちカフェプロジェクトの発足にもつながりました。

こうした取り組みが評価され、御存じのとおり、玖波公民館は、平成26年度の文部科学省優良公民館表彰の最優秀館に選ばれました。まさに、公民館が地域の活性化、地域の情報発信、地域住民の絆づくりの重要な拠点となっていることを教育委員会としても大いに評価をしております。

そのうえで、これらの取り組みの継承や発展についてですが、玖波地域交流施設基本構想・基本計画では、施設のコンセプトとして、これまで行われてきた取り組み・活動を継続でき、さらなる発展が期待できる施設を掲げております。利用団体や地域住民の皆様の御意見などを踏まえて、まずは現在行っている主催事業や玖波公民館利用団体の活動の継続を優先した施設整備を進めております。

地域交流施設は、社会教育法を根拠とする公民館と比較して、法的な制約が緩和され、より幅広い用途への活用が可能となることから、一例ではありますが、地域の農産物や海産物などの有償販売、企業主催の研修会や会議といった、これまではない活用も期待をされるところでございます。また、新施設の誕生を機に、新たなアイデアなども生まれていくのではないかなと考えております。

そのために、新施設の供用開始までの時間をどのように使うかですが、現在、新施設の基本設計に着手しており、まずは施設のレイアウトなどの詳細の整理を着実に進めているところでございます。今後、社会教育や地域活性化など多様な観点から、新施設の有効活用と、そのための仕組みづくりも含めて考えてまいりたいと思います。

次に、地域交流施設整備工事に伴う10カ月の休館及び生涯学習課による直営での管理・運営の方針に関する考え方についてでございます。

まず、休館についてですが、今年7月の議員全員協議会で、地域交流施設整備事業スケジュールとして、整備工事に係る標準工期を踏まえ、現在の公民館解体工事が始まる令和8年6月から地域交流施設の開館準備が完了する令和9年3月までの約10カ月間、玖波公民館を休館する見込みであることを説明をいたしました。

当初から設計と工事を令和6年度から令和8年度までの3年間で完了するスケジュールで進めていましたが、新施設の基本構想・基本計画を策定し、実際に完成までの工程を組んだ結果、一定期間の休館がやむを得ない状況となりました。

利用団体や住民の皆様には大変申し訳なく思っており、地域の方からは、厳しいお言葉

のほか、事業や活動の継続のため、地域で一緒に乗り切っていこうという励ましのお言葉もいただいたところでございます。

教育委員会としましては、休館中の主催事業のあり方を整理するとともに、各利用団体の意向なども踏まえながら、代替場所の確保など、できる限りの対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、生涯学習課による直営での管理・運営方法についてでございますが、令和4年12月15日の議員全員協議会において、市長部局より、地域交流施設の運営については、大竹会館と同じような形態で、生涯学習課に事務委任をしたいと考えている旨の回答があり、今年7月の議員全員協議会においても、当面、直営の方針を説明をいたしました。現在の事業や活動の継続を第一に、地域交流施設を社会教育・生涯学習の場としてしっかり活用していくことも踏まえ、所管に変更はないと考えております。

なお、玖波地域交流施設基本構想・基本計画では、令和6年度から令和7年度までの2年間を運営方法の検討の期間とし、直営以外の管理・運営方法として、指定管理者制度などを例示しております。

直営以外の運営については、将来にわたって可能性を排除するものではなく、地域の実情や地域住民の皆様の意向、費用対効果などを総合的に勘案しながら、より望ましい施設の管理・運営方法を模索していくことが必要であると考えていますので、御理解をいただけたらと思います。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。

なお、再開は11時10分を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 0 2 分 休憩

1 1 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、細川議員の再質問から行います。

細川議員。

○14番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。

まず、私が一番聞きたかった公民館の社会教育活動についての評価に関しては、しっかりと御評価いただいているようで、うれしく思っております。とても励みになると思います。

その中で、玖波公民館の活動が玖波の地域でのまちづくりの意欲を高めていることになって、そのための重要なまちづくりの拠点としての位置づけがあるというふうな受け止めにされておりますので、ここからのまた展開があらうかなと思うんですけれども、最初の御答弁の中で、今の時点では基本設計を固めることを優先させたいと、そのように考えているといった御答弁でございました。

1回目でちょっと御紹介しましたが、今年の7月23日の議員全員協議会、またその後の

市民説明会の中で、設計について、いろいろと市民からいただいた御意見とか、その後もいただいている御意見について、ホームページではありますけれども、随時更新しながら検討結果を掲載していただいております。

私、長いこと議員をやっていますが、こういうやり方をされてるのは何か初めてかなというような思いも持っております、すみません、初めてではなかったら大変失礼なんですけれども、やっぱり言った本人、意見を言った者にとっては、回答があると大変うれしいものですね。そこで信頼関係も深まりますね。しっかり意見を受け止めていただいているというのは大変ありがたいことだというふうに思いますので、その回答を随時出していただいているというのは、本当にお互いの信頼関係の構築につながるといいますので、そこに関してはしっかりとやっていただきたいなと思っておりますが、現在のところはそういったハード面での設計を優先して、そこに注力しているといった御答弁でした。

その先についてはその後考えたいということでしたが、10カ月の休館期間をどうするかといった問いへの御答弁の中で、10カ月の期間は主催事業のあり方をよく考えて、また、生涯学習グループのほうは、代替施設の確保についてはしっかりと対応したいという御答弁でございましたが、地域の人たちが思っていることと少しずれがあるのではないかなというふうに感じたものですから少し話をさせてください。

まず、私たち玖波地区の住民にとって、玖波公民館は、元氣になれる場所です。行きたくなる、魅力がある企画があつて、みんなで盛り上げなくてはと思えるような仕掛けがあります。何となく引き込まれたけれども、行ってみたら楽しかったし、また行ってみたい。さらには、特に用事がなくてふらっと立ち寄っても居心地がいいといった、玖波公民館に対する地域の満足度は、高いと思っております。

この満足度が高いからこそ、人が集まっていると思いますが、とはいっても、玖波公民館の今のような形は一朝一夕でできたものではありません。運営側の努力と地域の支えがあったからだと思っております。

教育長からも紹介いただきましたが、2011年に始めた学びのカフェ。これは貸し館からの脱却を目指して、まちづくり・人づくりを学びの中心に据え、人と人とのつながりや関係性をつくってきた結果、お互いに声を掛け合える関係が出来上がってきたと聞いております。これらの活動ができてきたのは、いつでも行ける場所、そこには歓迎してくれる人がいるといったベースがあったからだと思えます。

公民館といった建物自体を10カ月間閉めるのはやむを得ないことかもしれませんが、活動の拠点を閉めてはならないと私は思っております。新しい交流施設が、玖波地区の未来をつくるまちづくりの拠点として機能するための足がかりが必要になると思います。

今、10カ月を前提として話しておりますが、10カ月の休館中を補う拠点として必要な機能とか広さ・地理的条件・物理的条件などを今からしっかりと話を出し合つて、多くの方々が納得できる代替施設を準備してほしいと思っておりますが、先ほどの御答弁では、当分基本設計を優先という御答弁でございましたが、どうでしょうか。

今からやっぱりそこら辺も話をしながら、休館中にもしっかりと活動ができる拠点づくりをどうするのかというのを準備する必要があると思っておりますが、お考えをお聞かせ

ください。

次に、10カ月の休館期間についての御説明、ありがとうございました。

教育委員会サイドの御答弁ではございましたが、私としたら、当初は、せいぜい引っ越しの1カ月ぐらいで、休館しなくてもいけるんだというふうに大きな勘違いしておりましたので、休館をしなくて済むならそれが一番じゃないかというふうに思っておりますが、工期の短縮の可能性について、あれば御紹介いただければと思います。

もう1点、これは議員全員協議会のときにいろいろ財源のことでも確認させていただきましたが、これは財政担当の立場からしたら、別の財源を準備して、今の公民館を使いながら新しいのをつくると、スムーズに引っ越しをするということは無理でしょうか。まずはそこについて、お答えをお願いいたします。

○議長（北地範久） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の休館中の活動の拠点についてどのように考えているかという御質問であったと思います。これから、しっかりと地域の方と一緒に考えてまいりたいと思っております。

2点目の休館期間の短縮ですかね。こちらのほうになりますけれども、市としてもできる限り休館期間は短縮したい意向を持っておりますので、設計内容によります。こちらの工期などを基にして、現在の整備スケジュールを今後、精査していった、短縮が可能かどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 整備に係る財源についてでございますが、現状において、財源スキームを変更する考えはございません。

以上です。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） ただいまの企画財政課長の御答弁でございますが、大竹市の財政、もうここ10年以上、私が議員になってからずっと財政が厳しいので、その中で本当に財政担当の方が厳しい財政規律を持ちながら運営してこられたのは、議員としてずっと見ておりましたので、なかなかここで緩めてほしいとは言えない立場でもございます。

大きなハードを建てたりとか大きな工事をするときには、以前から、市長が有利な財源を探して、それで市民に大きな将来の負担を残さないような形でやっていきたいというふうな御説明も常日頃からなさってますので、理解できない部分ではございますが、ただ、今聞いたのは工事の関係の部分でございますが、例えば、さっきから話題になっている休館中の活動拠点とかそういうのに関しては、どうしても一般財源からの支出になるかとは思いますが、その辺についてはどのようにお考えなのか教えてください。

それと、運営についてでございますが、運営は、当面の間は生涯学習課というふうにおっしゃっていましたが、ただ、そこはいろんな可能性を含めて考えていきたいという御答弁でした。これは、2年間に区切って結論を出すということではなくて、当面は生涯学習課が今までと同じような形で運営していくけれども、住民の皆さんといろいろな話をしてい

く中で、別のもっとよい運営方法があれば、そこも排除するものではないと。それも視野に入れながら、2年と言わずに3年、4年、これからも地域交流施設を運営する中で考えていくといったふうに理解してもよろしいかどうか、お願いいたします。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 来月、10月以降に令和7年度当初予算編成の作業に入ります。教育委員会のほうからどのような形で予算要求が出てくるか分かりませんが、その中で、しっかり論議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（北地範久） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（川村恭彦） 運営についてでございます。

先ほどの答弁のとおり、現時点では、生涯学習課が管理運営をしていくというところは変わっておりません。現時点、具体的には検討はしておりませんが、実際には地域の実情・ニーズ・費用対効果、そういったものを総合的に勘案して、万が一指定管理が適当と判断するに足りれば、当然、選択肢としては出てくるかとは思いますが。ただ、それがいつという話は、現時点では申し上げるところではございません。

以上でございます。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） 管理運営に関しましては、これは誤解を恐れず言わせていただきますと、現在でも大竹市立公民館設置及び管理条例で公民館の指定管理もできるような形になっておりますが、あまりそこについて議論されてないのはいかかなものかと思いながら日々見ておりますので、そこら辺は、一番いい形になるのは地域にとってもよいことですので、ただ、そこは理解してもらうのには時間かかるとは思いますが、しっかりと、どういった形がいいかというのは、地域の皆さんと一緒に考えていっていただきたいなと思います。

ただいま企画財政課長から、来年度の予算編成については、教育委員会からの提案を見て、しっかりと協議していきたいといった御答弁でございましたので、先ほど、活動拠点については、これから地域の皆さんと協議をしながら考えていきたいといった御答弁だったと思いますので、ぜひ、来年度予算、頑張ってもらいたいと思います。

そういうことで、今日はちょっと玖波地域交流施設について話をしてきたんですけれども、玖波地域交流施設の建設事業の意義というのを考えてみました。これは公民館といった社会教育施設とコミュニティサロンをハード面で統合するといった、簡単なことではないとは思っております。

私は社会教育についてはど素人ですが、玖波公民館の事業を通じて、社会教育の力は、人を育てるのはもちろんですが、人と人との関係をつくって、地域を育てる力があるのだというのを実感しております。

公民館に関わる方たちが、これは利用者とか支援をしてくださる方とか地域の方々が、このたびの玖波公民館の建て替え、その後の地域交流施設といった事業について、一生懸命考えて意見を述べてくださっているのも、多分、私と同じように思っている

方が多いからだと思っております。

令和4年に建て替えを発表して、既に2年近くがたってしまいました。今までの2年間は、地域の人たちにとっては、コミュニティサロンや玖波公民館の存在意義とか、自分たちにとって公民館は何だったのかというのを確認して、共有していく時間だったと思います。

教育委員会としたら、まだハード面で頭がいっぱいだといった御答弁ではございましたが、これからの2年半は、それもあわせて、ここで生きていく私たちの地域のこれからのこと、今までではなくてこれからのことを地域の皆さん、そして、行政の皆さんと想いを共有していく時間にならなくてはいけないと思っております。

建設の主体は行政になると思いますが、まちづくりの主体が誰なのか。これは押しつけるのも違うし、同調するのも違うとは思いますが、大事なはお互いの信頼だと思っております。これからも、玖波だけではなくて、大竹市の公共施設の再編・建て替えは続いていくと考えております。玖波地域でやってきたことが、今後のよいお手本になることを願っております。

ここで終わろうと思っていたんですけども、今日はずっと教育委員会に御答弁いただいておりますが、玖波のまちづくりについては、教育委員会以外の方々にもしっかりと考えていただきたいと思っております。何か市長部局のほうで、今後の玖波地域交流施設の事業について、御答弁いただける方がいたらお願いしたいなと思っております。

○議長（北地範久） 総務部長。

○総務部長（三原尚美） 玖波は今度、交流施設になるわけですが、玖波ということにとらわれず、沿岸部3カ所、今、一体で考えるということをしております。

地域の交流施設があるということは、地域にとっても大変な宝だとは思いますが、玖波ということにとらわれない活動も期待をしたいと思っております。それが、よいまちづくりに広がっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 細川議員。

○14番（細川雅子） 9月1日に、市制70周年のお祝いをいたしました。70年たっても玖波だ、小方だ、大竹だと、いつまで言ってるのかなというのもございますが、そうはいっても、住んでいる人たちにとってみれば、歩いて行ける距離とか、よく顔を合わせる生活範囲というのはあろうかと思えます。まちづくりというのは、やっぱりその生活の範囲から出発していくんだと思いますので、広い視野と、そういった地域の視野も持っていただきたいなと思えます。

今日一番心配だったのが、10カ月の休館期間の活動拠点をどうするのかといったことでございましたが、これから、地域から必ず一緒に考えてほしいという声が上がってくると思えますので、それに対してはしっかりと受け止めていただいて、地域の皆さんと一緒に考えていただけるという御答弁をいただいたと思えます。

集まれる場所がやっぱり必要です。それに関しては財政当局ともしっかりと協議をして、地域の皆さんがしょんぼりしないように、これからのことを一緒に考えていただきたいと

思います。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（北地範久） それでは、日程第3、報告第10号専決処分の報告について（事故による和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、報告第10号専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、小方中学校屋内運動場で発生したバドミントンラケット破損事故における損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年7月3日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

初めに、事故の概要について御説明をいたします。

令和5年11月22日午前10時45分頃、授業の準備中に指導者が台車を動かそうとしたところ、台車の上に置かれていた2年生の男子のバドミントンラケットが落下をいたしました。さらに、台車に寄りかかるようにして立てかけられていたバドミントンネット用の支柱が、落下したバドミントンラケットの上に倒れたため、バドミントンラケットが破損したものでございます。学校施設内で授業準備中に起きた不慮の事故であったことから、損害賠償を行うものでございます。

次に、事故による相手方への賠償額でございますが、保険会社の算定に基づき確定したのが、1万1,550円でございます。なお、損害賠償金については、保険会社から相手方に支払われております。

以上で、報告10号の説明を終わります。

○議長（北地範久） 質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番、豊川議員。

○3番（豊川和也） 今回の事故発生時から専決処分にまで至った期間が約8カ月なんです、この長かった理由というのをお聞かせください。

すみません、2点あって、もう1点なんです、今回の事故なんですけれども、体育館で支柱を運んでいて落とす、倒すなどしてラケットを壊したということなんです、仮にラケットが支柱を落とした生徒の私物でしたら、その際、賠償金などは出るのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、2点御質問がございましたが、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問についてです。バドミントンラケットの破損事故は、令和5年11月22日に発生をいたしました。保険会社から支払い保険金の額の提示があるまでに、4カ月以上の時間を要しました。支払い保険金の額が提示された後、示談や損害賠償額の決定、保険金の請求に移りますが、保険金請求に必要な示談書及び保険金請求書の様式が届くまでに、2カ月以上を要しました。その後、保険会社が定める所定の様式が届いてから示談を進めるとともに、損害賠償額の決定について市長の専決処分を行い、保険金の請求をいたしましたので、事故発生時から専決処分までに至った期間が約8カ月ということでございます。

続きまして、2つ目の御質問についてでございます。学校で発生した事故については、その事故が発生した状況が、学校に責任があるかどうかで判断をされます。学校からの報告に基づいて保険会社に連絡をし、保険の対象となるか判断を求めます。つまり、落とした者が誰かで決まるのではなく、落とした状況が学校に責任があるかどうかで判断をされるということでございます。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 豊川議員。

○3番（豊川和也） ありがとうございます。

1つ目の質問は、手続き上の問題だったということで、納得しました。

すみません、再度、ちょっと確認しておきたいんですけども、生徒にけが等はなかったですか。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） そのあたりにつきまして、おかげさまで生徒のほうにけが等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（北地範久） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第6〔一括上程〕

認 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））

議案第54号 令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

議案第55号 令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第4、認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））から、日程第6、議案第55号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）に至る3件を、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第3号並びに議案第54号及び議案第55号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、5ページからの認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第2号））につきまして御説明申し上げます。

国の方針に基づき、所得税・住民税の定額減税の恩恵を受けられない世帯等に対して速やかに給付金の支給を行うため、予算措置が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月23日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げるものでございます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1億3,133万1,000円を追加し、予算総額を173億3,510万9,000円としたものでございます。

内容といたしましては、定額減税補足給付事業として、定額減税額が令和6年度分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割を上回る方に対し、上回った額を支給するための経費として、8,619万円を計上したほか、物価高騰対策支援事業として、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯などに対して、一世帯当たり10万円の給付金を支給するための経費として、4,514万1,000円を歳出予算に計上したものでございます。

また、歳入予算につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を歳出予算の事業の執行見込みにあわせて計上したものでございます。

次に、39ページからの議案第54号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7億6,066万円を追加し、予算総額を180億9,576万9,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、47ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、6億9,550万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を計上するものでございます。

第3款民生費は、261万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、障害者相談支援事業等の委託事業に関する消費税法上の取り扱いについて、市及び受託法人双方が誤った認識をしていた件につきまして、これに対応するための経費として254万4,000円を計上するほか、大竹市附属機関設置に関する条例等の一部を改正する条例案による災害弔慰金等支給審査会委員の人件費を6万6,000円計上するものでございます。

第6款農林水産費は、125万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、阿多田漁港内の本浦中浮棧橋を改良するための経費を計上するものでございます。

第7款商工費は、100万円を増額するものでございます。

内容としたしましては、市内の中小企業者が雇用を守るために実施する緊急販路開拓事業を支援するための補助金を計上するものでございます。

第8款土木費は、1,030万円を増額するものでございます。

内容としたしましては、市道白石元町1号線の改良に要する経費として、設計等業務委託料を530万円計上するほか、市道阿多田1号線法面崩壊対策に要する経費として、設計業務委託料を500万円計上するものでございます。

第10款教育費は、5,000万円を増額するものでございます。

内容としたしましては、玖波中学校及び栄公民館照明設備のLED化に要する経費を計上するほか、大竹中学校照明設備のLED化に要する経費について、執行見込みにあわせて減額するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、46ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第19款繰越金は、前年度繰越金を986万円計上するものでございます。

第20款諸収入は、宮島ボートレース企業団からの配分金を6億9,550万円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて5,530万円計上するものでございます。

次に、42ページの第2表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札等を事前に実施する必要があるものについて、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、43ページの第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

続きまして、51ページからの議案第55号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,603万9,000円を追加し、予算総額を29億4,713万1,000円にするものでございます。

内容としたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,603万9,000円計上し、歳入として前年度繰越金を計上するものでございます。

以上で、認第3号並びに議案第54号及び議案第55号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(北地範久) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北地範久) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第3号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議案第54号は総務文教委員会に、議案第55号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第10〔一括上程〕

認 第 4 号 令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について

議案第52号 令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第53号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第56号 令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第7、認第4号令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第10、議案第56号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）に至る4件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、認第4号、議案第52号、議案第53号及び議案第56号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第4号令和5年度大竹市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあり、令和5年4月から料金改定を行いました。これにより、電気料金、物価上昇等の影響もありましたが、令和5年度も利益を計上することができました。

しかしながら、純利益が少なかったため、水道事業においては、昨年度に続き今年度も、剰余金の処分は予定していません。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は301万9,062立方メートルで、前年度から11万3,538立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で2億2,640万7,261円を支出いたしました。

主な事業としましては、防鹿水源地2号ろ過池改良工事や新町一・二丁目地内配水管改良工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億1,022万9,181円、支出総額5億888万9,852円で、差し引き133万9,329円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を加算しますと、令和5年度末の当年度末処分利益剰余金は、1億6,283万720円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億4,958万3,021円、支出総額2億7,581万1,654円で、差し引き1億2,622万8,633円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,864万1,439円、過年度分損益勘定留保資金1億758万7,194円で補填いたしました。

続きまして、議案第52号令和5年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和5年度の工業用水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は、2億5,780万1,627円となりました。

この剰余金につきまして、別冊の決算書46ページ、剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金の取崩額を控除した額を全額減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、令和5年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,101万6,174立方メートルで、前年度から5万4,743立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億651万2,316円、支出総額3億9,223万8,540円で、差し引き1億1,427万3,776円の純利益となりました。これに、前年度繰越利益剰余金と減債積立金の取崩し額を加えた令和5年度末の未処分利益剰余金は、2億5,780万1,627円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額5,690万円、支出総額4億424万356円で、差し引き3億4,734万356円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468万6,300円、当年度分損益勘定留保資金1億9,737万5,831円、減債積立金1億1,069万1,769円で、利益剰余金3,458万6,456円で補填いたしました。

続きまして、議案第53号令和5年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和5年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は6億2,071万5,082円となりました。

この剰余金につきまして、別冊の決算書82ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金に600万円、建設改良積立金6,000万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に、処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入は減少傾向にあります。また、施設の老朽化対策が課題となっております。

こうした中、水道事業と同様に、令和5年4月から料金改定を行い、令和5年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は760万3,656立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は267万272立方メートルで、前年度から12万6,131立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で11億2,455万938円を支出いたしました。

主な事業としましては、小方雨水ポンプNo. 1電気機械設備更新工事、小方排水区雨水管渠整備工事、大竹下水処理場建設工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億8,760万1,943円、支出総額8億6,887万1,831円で、差し引き1億1,873万112円の純利益となりました。これに、前年度繰越利益剰余金を加算しますと、令和5年度末の当年度未処分利益剰余金は、6億2,071万5,082円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額10億9,747万2,484円、支出総額13億107万3,483円で、差し引き2億360万999円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,050万4,110円、過年度分損益勘定留保資金1億5,309万6,889円で補填いたしました。

続きまして、議案第56号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、小島汚水中継ポンプ場にある砂除去施設に不具合が発生したため、改修工事を行おうとするものでございます。

市内下水道区域内の全ての汚水は大竹下水処理場へ送る機能を持つ小島汚水中継ポンプ場は、前処理として、汚水内のし渣や沈砂を除去する機能を持っております。本年6月に、砂除去施設に不具合が生じ、応急修繕を行い対応しましたが、詳細調査を行った結果、2

系列ともチェーンやバケットなどの機器が老朽化しており、応急修繕だけでは運転に支障が発生するおそれがあることが判明いたしました。

今後、市民生活に大きな影響が出ないよう、早急に砂除去施設を延命する改修工事を実施する必要があるため、工事費4,500万円の補正予算を措置するものでございます。

以上で、認第4号、議案第52号、議案第53号、議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和5年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を御説明いたします。

審査意見書の1ページをお開きください。

本審査は、令和6年6月3日から7月25日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、その計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。意見書の5ページをお開きください。

3番、経営成績の項で、（3）損益についてというところですが、収支の状況を記載しておりますので、基となる詳細な数値を参照いただくために、審査資料と書かれた資料の36ページと37ページをお開きください。その資料3、比較損益計算書の上半分が、水道事業会計の収支をあらわした表です。こちらで御説明いたします。

まず、右側の37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億1,022万9,000円、それから、左側の36ページの借方の総費用は、5億889万円となっております。

貸方総収益から借方総費用を差し引いた当年度の純利益は、133万9,000円の黒字決算となっているものの、前年度と比べて215万円の減少、これは率にしますと61.6%の減少となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。意見書の13ページをお開きください。

先ほどと同じように、3番、経営成績の項の（3）損益についてというところですが、収支の状況を記載しておりまして、基となる詳細な数値を参照いただくために、先ほどの審査資料の36ページと37ページに戻っていただきまして、その資料3の比較損益計算書の下段の部分、ここに工業用水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億651万2,000円、それ

から、左側の36ページの借方の総費用は3億9,223万9,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億1,427万4,000円の黒字決算となっており、前年度と比べて358万2,000円の増加、これを率にしますと3.2%の増加となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況を御説明いたします。意見書ですと、23ページになります。

同様に、大きな3番、経営成績の項の(3)損益について、収支の状況を記載しております。

あわせて、審査資料では38ページと39ページをお開きください。その資料4、比較損益計算書に公共下水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は9億8,760万2,000円、38ページの借方の総費用は8億6,887万2,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億1,873万円の黒字決算となっており、前年度と比べて2,903万4,000円の増加、これを率にしますと32.4%の増加となっております。

以上が、3事業会計における当年度の経営状況でございますが、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書に基づく財務分析や、その他の審査項目につきましては、時間の都合で割愛させていただきます。後ほど意見書をじっくり御詳覧いただきたいと思います。

最後に、意見書の30ページをお開きください。4章の結びというところですが、3事業会計における現状と課題について触れておりますので、要点を絞って御説明させていただきます。

(1)の水道事業会計における現状と課題を御覧ください。

水道事業会計においては、令和4年度に水道使用料の改定を行いましたが、給水人口の減少、節水機器の普及や令和5年10月の大規模な断水に伴う水道料金の減額等もあり、給水収益は微増にとどまりました。

有収率は、令和5年度86.5%と、前年度から7.8ポイント上回ったものの、管路の老朽化対策は喫緊の課題であります。大竹市水道事業経営戦略に記載されておりますダウンサイジングやスペックダウン等の設備仕様の再検討及び災害対策設備の強化等の取り組みを要望するものであります。

なお、施設の計画的な更新・修繕は、工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計においても、先送りできない重要課題でございます。緊急度の高い施設から優先順位をつけて計画的に更新に努めていただきたいと思います。

続きまして、(4)の総括意見を御覧ください。

令和5年10月1日早朝に起こった断水は、布設から70年以上経過した水道管の破損が原因で、断水によって多くの市民の日常生活に大きな影響を及ぼしました。恒常的な技術系職員の不足は、関連する施設や機械設備の適切な整備や管理が困難になりつつあることを示唆しております。

また、料金の改定を令和4年度に実施したばかりですが、利用者の減少等の要因により収益は悪化傾向であり、施設や機械設備の更新のための財源の確保にも懸念が生じております。

管路について言及しますと、災害時などに安心して水道を使用するために、管路更新は計画を上回る率で更新する必要があることは言うまでもありません。更新を確実に実行できるよう、投資・財源計画を再度見直し、事業を明確にさせていただくことを望むものであります。

このような課題に対応する運営基盤を確保するためには、適切な料金水準の見直し等による財源の確保や適正な人材の確保、業務の標準化・効率化は必然であります。DXの推進、RPAの導入、RPAというのはrobotic process automationのことですが、いわゆるメカニクロボットのことでなくて、アプリケーションソフトによる業務処理を自動化するという意味でのRPAですね。これの導入や外注化を進めることで、限られた人員の中で業務を遂行することを検討し、インフラの効率的な整備及び管理に努めていただきたいと思います。

生活に欠くことのできない水道及び下水道設備を次世代に引き継ぐことができるよう、市民と課題の認識を共有し、理解と協力を得る取り組みを要望するものでございます。

以上、簡単ではございますが、各事業会計決算の審査概要といたします。ありがとうございました。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

認第4号から議案第56号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第12〔一括上程〕

議案第44号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第45号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（北地範久） 日程第11、議案第44号公平委員会委員の選任の同意について及び日程第12、議案第45号教育委員会委員の任命の同意についてを、一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第44号公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、北林満氏が、令和6年12月22日をもち

まして任期満了となります。

北林氏は、平成30年9月28日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第45号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち、中田美穂氏が9月29日をもちまして任期満了となります。

中田氏は、平成26年4月1日から教育委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第44号及び議案第45号の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第45号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 3 ～日程第 1 7 〔一括上程〕

議案第 4 6 号 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について

議案第 4 7 号 大竹市保育所設置条例の一部改正について

議案第 4 8 号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 4 9 号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 5 0 号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（北地範久） 日程第13、議案第46号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正についてから、日程第17、議案第50号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてに至る5件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 中村一誠 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（中村一誠） 議案第46号から議案第50号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第46号大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査・審議する審議会を設置するために、大竹市附属機関設置に関する条例、災害弔慰金の支給等に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の3つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、第1条の大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正でございますが、この条例の別表に、大竹市災害弔慰金等支給審査会についての規定を加えております。

この審査会が担任する事務は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議とし、第1号として、死亡または障害と災害との因果関係の判定について、第2号は前号の判定に係る基準の検討について、第3号はその他災害弔慰金等に関する事項について、それぞれ規定しております。

委員の定数は5人以内とし、委員の構成は、医師、弁護士、その他市長が認めた者としております。また、委員の任期は2年とし、庶務担当は健康福祉部としております。

次に、第2条の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正でございますが、この条例の第16条に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について、大竹市災害弔慰金等支給審査会に調査・審議させることができる旨を規定しているほか、目次を設け、



あわせて全体的に字句の修正を行っております。

次に、第3条の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、この条例の別表第1に、大竹市災害弔慰金等支給審査会の委員を加え、当該委員の報酬額を日額1万4,000円と定めたものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日を条例の公布の日としております。

続きまして、議案第47号大竹市保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成30年12月に策定しました大竹市公立保育所等再編基本方針を基に、令和2年8月に、大竹市公立保育所等の再編における大竹地区施設整備計画を策定いたしました。この施設整備計画において、本町保育所を大竹保育所に統合すること、統合後の施設の位置は現大竹保育所とすること、大竹保育所が抱える課題の解消及び保育サービスの充実のために必要な整備を行うこと等を決定いたしました。

本改正は、この施設整備計画に基づき、大竹保育所を改修することに伴う改修期間中の仮移転先を令和6年4月に閉所した旧本町保育所とするため、大竹保育所の所在地を旧本町保育所の所在地に改めるものでございます。

施行日は、令和6年10月7日としております。

続きまして、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

令和6年3月13日に公布され、同年4月1日に施行された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育所、C型を除く小規模保育事業所、事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されました。

本条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に準じて定めているため、この内閣府令の公布・施行に伴い、C型を除く小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を見直すものでございます。

具体的には、満3歳以上満4歳に満たない児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を、おおむね20人につき1人から、おおむね15人につき1人へ改め、満4歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を、おおむね30人につき1人からおおむね25人につき1人へ改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第49号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律及び関係政令の施行並びに国の通知に伴い、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点でございますが、国民健康保険被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に応じない者に関する罰則規定を削るほか、急患等により保険医療機関または保険薬局を受診した国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険料について、その徴収猶予期間を現

行の6月から最長1年に変更するものでございます。

施行期日は、令和6年12月2日としております。

続きまして、議案第50号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを御説明申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合は、広島県内の全市町により組織されています。本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日が本年12月2日と定められ、同日から紙の健康保険証が廃止されることに伴い、広域連合規約の変更が必要となったことから、関係地方公共団体と規約変更のための協議を行うことについて、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1中、被保険者証及び被保険者資格証明書を、資格確認書等に変更するものでございます。

附則でございますが、この規約の施行日を令和6年12月2日としております。

以上で、議案第46号から議案第50号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第46号から議案第50号に至る5件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第51号 大竹市駐車場の指定管理者の指定について

○議長（北地範久） 日程第18、議案第51号大竹市駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第51号大竹市駐車場の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

本年10月1日に供用開始予定の大竹駅東口送迎用駐車場については、本年6月の定例会市議会において議決をいただきました大竹市駐車場設置及び管理条例第11条において、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定しております。

本議案は、当該指定管理者にアマノマネジメントサービス株式会社を指定することについて、議会の承認をいただく提案をさせていただくものでございます。

この業者は、大竹駅東口送迎用駐車場に設置しておりますアマノ株式会社製の駐車場機器のメンテナンスを実施している業者でございます。また、広く駐車場の管理も行っており、近隣の公営駐車場では、広島市市営駐車場の管理実績を有しております。

駐車場の管理を指定管理者に委託することで、利用者からの問い合わせに対して24時間体制での対応を可能とし、迅速で、より細やかなサービスの提供ができるようになります。

このようなことから、アマノマネジメントサービス株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとしております。

以上で、議案第51号大竹市駐車場の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第51号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 令和6年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（北地範久） 日程第19、令和6年度請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

令和6年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月7日から9月18日までの12日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、9月7日から9月18日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

御通知いたします。

会期中の委員会・協議会等の開催について、各委員長から通知を受けております。9月

9 日月曜日は、午前10時から総務文教委員会、その終了後、同委員会政策研究会。9 月10 日火曜日は、午前10時から生活環境委員会、その終了後、同委員会協議会及び政策研究会。9 月11 日水曜日は、午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、順次小方まちづくり特別委員会、議会のあり方調査研究特別委員会。9 月13 日金曜日は、午前10時から議会運営委員会を開催いたします。会場は、いずれも第1 委員会室となっておりますので、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9 月19 日は午前10時に開会いたします。別に書面による通知はいたしません。お含みのう え、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

1 2 時 2 2 分 散会

( 6 . 9 . 6 )

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月6日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大竹市議会議員 山 崎 年 一